

2021年1月号

(2021年1月16日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2021年の主な法改正等

新年あけましておめでとうございます。昨年は、中小企業への労働時間の上限規制適用をはじめ、重要な法改正が多い年でしたが、今年も重要な法改正が予定されております。今回は、今年の法改正等の予定を確認すると共に、それらに対応できるよう準備を進めましょう。今年もよろしくお願い致します。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2021年の主な法改正

施行月	内容
1月	子の看護休暇、介護休暇を時間単位で取得可能 派遣労働者への雇入時説明や苦情処理の義務付け等
3月	障害者雇用率の引上(民間企業：2.2% → 2.3% 従業員43.5人で1人の障害者雇用が必要) マイナンバーカードの保険証登録により保険証利用可能(現在の保険証も継続利用可能)
4月	同一労働同一賃金の中小企業への適用(短時間や有期労働者への不合理な待遇差禁止や待遇説明義務等) 70歳までの雇用、就業機会確保(70歳までの定年引上や継続雇用制度、定年廃止等の努力義務) 大企業(従業員301人以上)に対して中途採用比率の公表を義務付け 低所得の未婚のひとり親等は国民年金保険料の支払い免除 脱退一時金(外国国籍者の国民年金等の脱退に対する一時金)支給上限年数引上(3年→5年)

どれも重要な内容になっておりますが、筆者が最も注目しているのは、同一労働同一賃金の中小企業への適用です。同一労働同一賃金とは、正規雇用労働者(正社員など)と、非正規雇用労働者(有期雇用労働者やパートタイム労働者など)を比較して、不合理な待遇差を設けてはならないということです。つまり、非正規社員であっても、正規社員と同一労働(業務の内容や責任の程度、人事異動の範囲などに差がない)ならば、同一賃金(給与額など)にしなければなりません。同一労働なのに、有期雇用だからとか、パートタイムだからといった雇用形態を理由に、待遇に差を設けてはならないのです。同一労働同一賃金については、今後の事務所便りでご紹介していく予定です。

◆子の看護休暇、介護休暇を時間単位で取得可能

これまで1日、半日単位でしたが、早速1月から時間単位での取得が可能になりました。詳しくは、2020年11月の事務所便りをご参照頂けると幸いです。

◆今年の抱負

昨年はコロナにより、直接訪問する機会がぐんと減ってしまいました。これからワクチン接種など有効なコロナ対策が広がれば、直接訪問する機会を少しずつ増やしていきたいと思っております。また、弊社は長年、所長一人でご対応させて頂いておりましたが、今年からは娘やその他従業員が本格的に加わることになりました。より一層のご支援をさせて頂きたいと思っております。

